

## わく (Work) わく (Work) Week Tokyo (中学生の職場体験) 実施要項

### (趣旨)

第1 都内公立中学校等において、特定の学年の生徒に、一定期間、地域の商店、地元の民間企業、公的施設等の職場で仕事等の体験をさせることにより、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成する。

### (実施方法)

第2 都内全公立中学校等において、職場体験を5日間程度実施することを目指し、第3に定める推進体制により取組を支援する。

### (推進体制)

第3 東京都は、事業を推進するため以下の取組を行う。

- (1) 都庁内において職場体験推進の気運の醸成や受入の促進等を図るため、都庁内全ての部局による「庁内推進会議」を設置する。
- (2) 企業、関係する業界団体、教育関係団体、青少年関係団体、ボランティア団体、行政機関等の代表者で構成する「推進協議会」を設置する。
- (3) 職場体験の受入先の拡充のため、業界団体や企業等を訪問し、説明会等を実施する。
- (4) 都民の職場体験に対する意識を啓発し、職場体験推進の気運の醸成を図るため、職場体験報告書等の作成・配布や職場体験発表会を開催する。
- (5) 都内全公立中学校等に対し、「受入事業所一覧」及び「都関連受入協力職場一覧」を提供するとともに、職場体験受入協力事業所配布用及び普及啓発のためのリーフレット等を提供する。

### (実施計画及び実施状況の把握等)

第4 各区市町村教育委員会は、適宜、実施計画及び実施状況の把握に努め、必要に応じてその内容を報告する。

### (事務局)

第5 「わく (Work) わく (Work) Week Tokyo (中学生の職場体験)」に関する事務は、東京都教育庁指導部及び東京都青少年・治安対策本部総合対策部において共管して行う。

#### 附 則

この要項は、平成17年6月1日より施行する。

#### 附 則

この要項は、平成18年4月1日より施行する。

#### 附 則

この要項は、平成19年4月1日より施行する。

#### 附 則

この要項は、平成20年4月1日より施行する。

#### 附 則

この要項は、平成22年4月1日より施行する。

#### 附 則

この要項は、平成23年4月1日より施行する。

#### 附 則

この要項は、平成27年4月1日より施行する。